

島根大学アセスメントプラン

(令和4年2月22日 役員会決定)

[令和4年5月24日 役員会一部改正]

島根大学は、「島根大学教学マネジメント方針」に基づき、各学部（学科）・研究科の教育課程及び全学共通教育の質保証にかかる点検・評価を行うため、「島根大学アセスメントプラン」を定める。なお本プランは、大学評価基準における「教育課程と学習成果に関する基準」を踏まえている。

1. 各学部（学科）・研究科の教育課程にかかる自己点検・評価は、次のA～Jの各項目について行い、その結果を年度末までに教学マネジメント委員会（以下「委員会」という）に提出する。
 - A. 卒業認定・学位授与の方針（以下「DP」という）について
 - B. 教育課程編成・実施の方針（以下「CP」という）について
 - C. 教育課程の編成及び授業科目の内容について
 - D. DP及びCPに則した適切な授業形態、学修指導法について
 - E. DPに則した適切な履修指導、支援について
 - F. CPに則した公正な成績評価について
 - G. 学部（学科）・研究科の目的及びDPに則した公正な卒業（修了）認定について
 - H. 学部（学科）・研究科の目的及びDPに則した適切な学修成果について
 - I. 入学者受入れの方針について
 - J. その他、各学部（学科）・研究科において定める独自項目も含め、教育の質保証にとって必要な事項について
2. 各学部（学科）・研究科共通の点検・評価細目並びに点検・評価方法は、毎年度、委員会において「自己点検・評価実施要領（以下「実施要領」という）」を定める。
3. 全学共通教育の質保証にかかる自己点検・評価は、大学教育センターにおいて、実施要領を適宜準用して行い、その結果を年度末までに委員会に提出する。
4. 委員会は、提出された1及び3の各自己点検・評価結果をもとに「自己点検・評価書」を作成する。
5. 委員会は学修成果・教育成果に関するIRデータも加え「自己点検・評価書」の検証を行い、当該年度の教育課程の質保証の状況や課題、改善事項や必要な対応等について、教育研究評議会に報告する。
6. 教育研究評議会は「自己点検・評価書」の審議を行い、次年度以降の教育改善の方向性や方策等について決定する。